

平川市条件付き一般競争入札実施要領 新旧対照表

現行	改正案
平川市条件付き一般競争入札実施要領 (対象工事等) 第3条 条件付き一般競争入札に付する建設工事及び建設関連業務(以下「対象工事等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が条件付き一般競争入札以外の方法によることが適当であると認めるときは、この限りではない。 (1) 設計金額が130万円を超える建設工事 (2) 設計金額が50万円を超える建設関連業務 (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める建設工事及び建設関連業務	平川市条件付き一般競争入札実施要領 (対象工事等) 第3条 条件付き一般競争入札に付する建設工事及び建設関連業務(以下「対象工事等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が条件付き一般競争入札以外の方法によることが適当であると認めるときは、この限りではない。 (1) 設計金額が<u>200万円</u>を超える建設工事 (2) 設計金額が<u>100万円</u>を超える建設関連業務 (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める建設工事及び建設関連業務